

総論

社会や経済のグローバル化が進み、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、我が国が今後も健全に成長し魅力ある国であるためには、諸外国との交流や協力を一層充実させていくことが重要です。

コロナ禍において、改めて国際交流・協力の重要性が再認識されたことを踏まえ、新たな手段を活用しながら、文部科学省では、国際社会で活躍できる人材の育成や、海外の優秀な学生及び研究者の戦略的な受入れによる双方向の人的交流を継続的に推進しています。また、政府が掲げる外交方針も踏まえ、文部科学大臣による国際会議出席や各国・地域の要人等との会談等を通じ、教育、科学技術、スポーツ、文化の各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取組を強化しています。さらに、経済協力開発機構（OECD）や国連大学等の国際機関等とも協力しつつ様々な取組を行っています。令和2年9月には、テレビ会議形式でG20教育大臣会合が開催され、萩生田大臣が出席されました。会合においては、子供たちの学びの保障のために各国が協力していくことを確認するとともに、「G20教育大臣宣言」が採択されました。そのほか、諸外国から高い関心が示されている「日本型教育の海外展開」を、官民一体となって推進しています。

また、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs^{*1}）」の実現に向けて、諸外国政府や国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）等の国際機関とも連携し、様々な取組を実施しています。特に、持続可能な開発のための教育（ESD^{*2}）は、現代社会における地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるための教育であり、持続可能な社会の創り手の育成を通じて、SDGsの実現に大きく貢献するものです。令和元年12月に改定されたSDGs実施指針においても、SDGsの実現に向けた次世代、教育機関、研究機関の役割がより明確にされるとともに、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会^{*3}の機会の活用やSDGsと文化・芸術との連携等が掲げられています。

これらの取組を通じて、文部科学省は、国際交流・協力の推進を戦略的に進めています。

第1節

教育・スポーツ・文化分野における
国際交流・協力

1 外国人材の受入れ・共生のための施策の推進

政府は、新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景として、「外国人材の受

*1 Sustainable Development Goals

*2 Education for Sustainable Development

*3 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定されました。

入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。文部科学省としても、近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者が大幅に増加していることを踏まえ、以下の取組を柱に、コロナ等の影響も踏まえつつ、引き続き外国人材の受入れ・共生のための環境整備を推進しています。

まず、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(令和2年6月公開)の対応言語の拡充等を行っています。

また、外国人児童生徒の就学機会を適切に確保するため、就学促進や就学実態の把握に係る取組を推進するとともに地方公共団体が行う日本語指導等をはじめとする外国人児童生徒等の指導体制整備への支援を引き続き行います。

さらに、出入国在留管理庁と共同で策定した「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」(令和元年6月)に基づき、在籍管理の適正化を図っています。

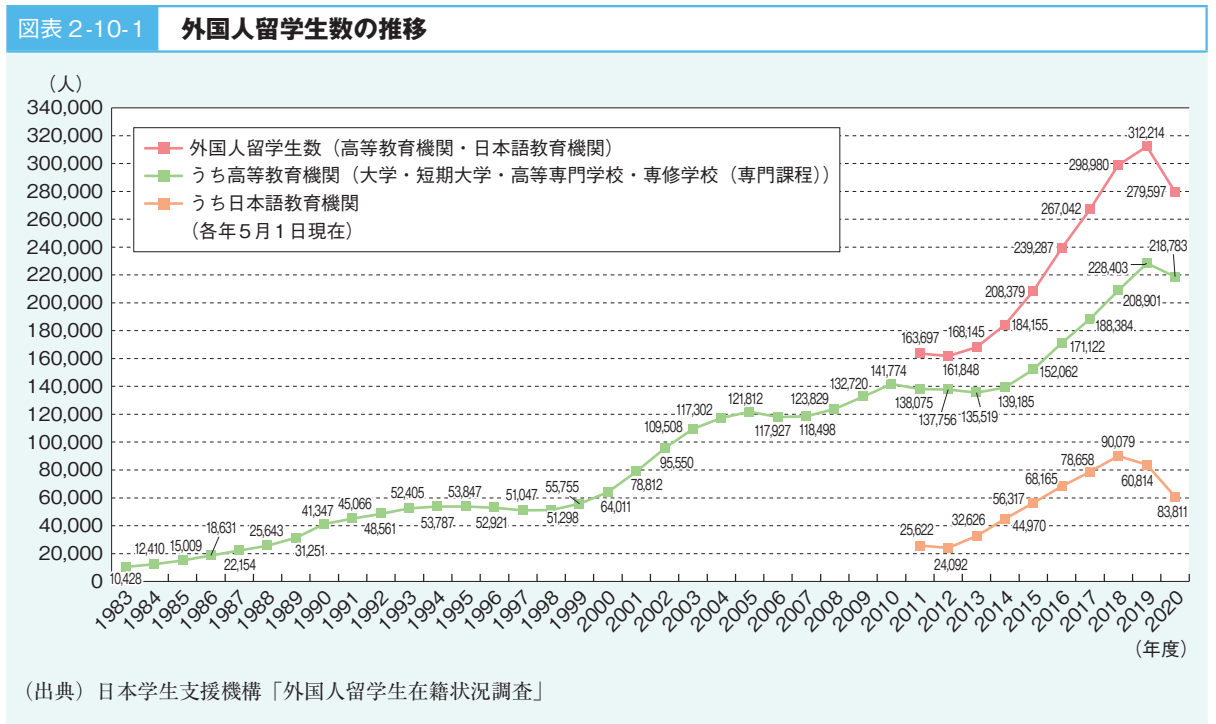
2 留学生交流の促進

(1) 外国人留学生受入れの現状と施策

① 留学生受入れの現状

グローバル化が加速する国際社会の中で、我が国の大学等の国際化の推進や世界で活躍する人材の育成を図るため、平成20年7月に留学生受入れの拡大のための方策をまとめた「留学生30万人計画」の骨子が策定されました。これに基づき、留学の動機付けから大学等や社会での受入れ、就職等卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に関係府省等で連携して留学生の受入れを推進しています。令和元年には我が国の大学等で学ぶ留学生の数は31万人を超えましたが(図表2-10-1、図表2-10-2)、それに加え、令和3年3月には、大学の教育・研究の国際競争力の向上や諸外国に対する知的国際貢献を果たすことなどの「留学生30万人計画」が掲げている目的の達成状況について検証を行いました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、留学生交流においても大きな影響がありましたが、オンラインの有効活用等含め、引き続き留学生交流の推進に取り組んでいます。



②外国人留学生受入れの今後の施策

「留学生30万人計画」の検証結果を踏まえ、今後の留学生施策として、受入数を重視するこれまでの視点から、日本において質の高い教育を受けた優秀な外国人留学生の日本社会への定着度の向上、外国人留学生や諸外国とのネットワーク強化等、受入れの質の向上を図る視点に転換し、引き続き関係省庁と連携・協力しながら進めていくこととしています。

我が国がグローバル社会の一員となるために、質の高い外国人留学生の受入れと合わせ、日本人学生の海外留学の促進も含めて、学生の派遣・受入の両面で質の高い国際流動性を高めていきます。

③留学情報提供体制の整備

留学生の受入れを促進するため、日本学生支援機構は、海外において日本の大学等の参加を得て「日本留学フェア」を実施し、現地の学生や進学指導担当者等に対して日本への留学に関する情報の提供を行っています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、オンラインで実施しました。また、関係機関との連携により日本留学希望者向けの日本留学情報サイトを構築し、情報提供を充実させています。

④日本留学のプラットフォームの構築

優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて我が国企業のニーズに応じた外国人留学生の受入れを促進するため、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信するための拠点を海外の重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置することにより、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図っています。

⑤日本留学試験の実施

我が国の大学への留学希望者の入学選抜については、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続が煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいと指摘されてきました。このため、文部科学省は、日本学生支援機構と協力して、海外でも広く実施され、渡日前に入学許可を得ることができる、留学希望者が利用しやすい試験として「日本留学試験」を実施しています。

本試験は年2回（6月と11月）、国内では16都道府県で、海外ではアジア地域を中心に18都市で実施しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により11月のみ実施し、受験者数は、国内1万9,642人、海外4,992人の計2万4,637人でした。また、本試験を留学生の入学選抜に利用した大学等は874校、そのうち、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学等は185校となっています。

⑥留学生に対する支援処置

(ア) 国費外国人留学生等の受入れ

国費外国人留学生制度は、文部省（当時）により、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし、教育・研究を行わせる制度として昭和29年に創設されました。現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生など7種類のプログラムを実施してい

図表 2-10-2

出身国・地域別外国人留学生数 (上位10か国・地域) (令和2年 5月1日現在)

国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比
中国	121,845 (124,436)	△2,591
ベトナム	62,233 (73,389)	△11,156
ネパール	24,002 (26,308)	△2,306
韓国	15,785 (18,338)	△2,553
台湾	7,088 (9,584)	△2,496
インドネシア	6,199 (6,756)	△557
スリランカ	5,238 (7,240)	△2,002
ミャンマー	4,211 (5,383)	△1,172
バングラデシュ	3,098 (3,527)	△429
モンゴル	3,075 (3,396)	△321
その他	26,823 (33,857)	△7,034
合計	279,597 (312,214)	△32,617

(出典) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

ます。これまでに約160か国・地域から10万人を超える国費外国人留学生を受け入れており、令和2年度は、8,761人の国費外国人留学生を受け入れています（令和2年5月1日現在）。

(イ) その他の留学生への援助

日本学生支援機構は、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進するため、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育を実施する教育施設及び法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を給付しています。

(ウ) 留学生の就職支援

文部科学省は、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する委託事業「留学生就職促進プログラム」を平成29年度に12機関、令和2年度に3機関を追加採択して実施しています。このほか、日本学生支援機構は、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活動について有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリア教育・就職ガイダンス」を実施しています。

⑦留学生のための教育プログラムの充実

我が国への留学形態が多様化する中、各大学は、留学生の需要に応じた魅力ある教育プログラムの充実に取り組んでいます。このような大学の取組を推進するため、文部科学省では、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」を選定し、国際的に魅力ある留学生受入れプログラムを実施する大学から、当該プログラムにより受け入れる留学生の一部を国費外国人留学生として優先的に採用しています。

⑧地域における留学生支援

留学生と地域住民との交流、留学生に対する奨学金や宿舎の提供等を積極的に推進するため、各都道府県では、大学、地方公共団体、経済団体、民間団体等によって構成される地域留学生交流推進会議が開催されています。

⑨帰国留学生に対する援助

帰国留学生が日本での学修成果を更に高め、母国において活躍できるように、日本学生支援機構は「短期研究のための帰国留学生招へい事業」の実施や研究支援のための指導教員の派遣等の援助を行っています。また「Japan Alumni eNews」（日本留学ネットワークマガジン）を発行し、帰国外国人留学生等に対し必要な情報を提供しています。

(2) 日本人学生等の海外留学の現状と施策

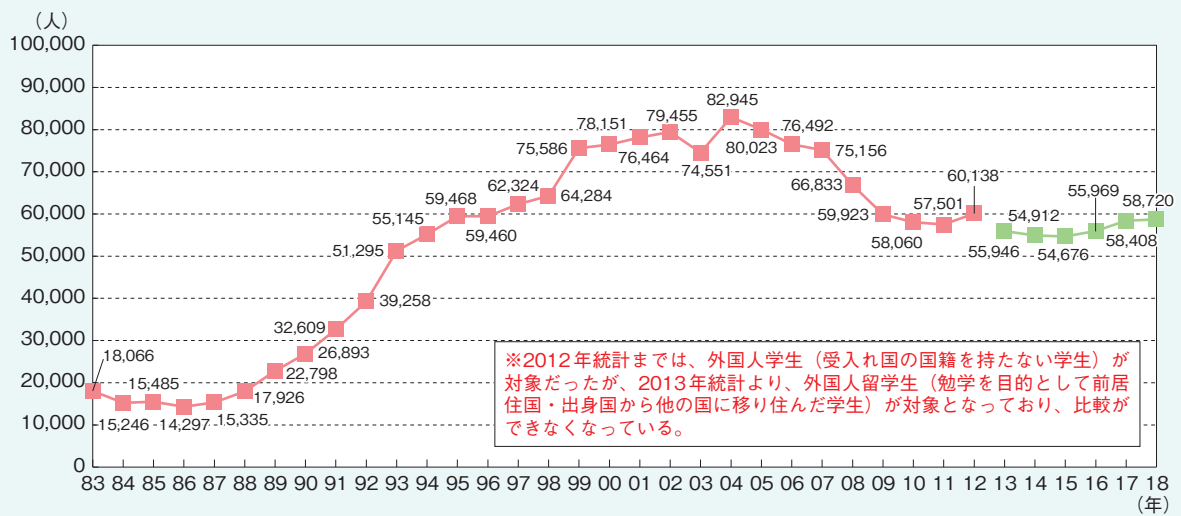
①海外留学の現状

社会や経済のグローバル化が進む中、世界で活躍することができる人材の育成が急務となっています。第3期教育振興基本計画では海外留学する日本人学生等を令和4年までに6万人から12万人へ倍増させることを目標にしており、文部科学省は日本人学生等の海外留学を促進しています。

OECD、ユネスコ、米国国際教育研究所（IIE）等の統計による日本人の海外留学者数（原則として、交換留学等の短期留学は含まない）を集計したところ、平成30年に海外に留学した日本人学生等は5万8,720人でした。一方、日本学生支援機構の調べによると、大学等が把握している日本人学生の海外留学状況については、近年は、短期の留学を中心に留学生数が増加しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により31年度は前年比7,800人

減の10万7,346人でした（図表2-10-3、図表2-10-4、図表2-10-5）。

図表 2-10-3 日本人の海外留学の状況



(出典及び留学生の定義)

- ・ OECD 「Education at a Glance」及びユネスコ統計局
2013年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留学生（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生）が対象
- ・ 2012年統計までは、外国人学生（受入れ国の国籍を持たない学生）が対象。
- ・ IIE 「Open Doors」アメリカの高等教育機関に在籍している、アメリカ市民（永住権を有する者を含む）以外の者。
- ・ 中国教育部 学生ビザ（Xビザ（留学期間が180日以上））又は訪問ビザ（滞在180日未満）等で中国の大学に在学している者。
- ・ 台湾教育部 台湾の高等教育機関に在籍している者（短期留学生を含む）。
- ・ マレーシア高等教育省 高等教育機関に在籍している外国人学生
- ・ タイ高等教育・科学技術・イノベーション省 留学査証にて、高等教育機関に在籍している外国人学生

②海外留学に関する施策

文部科学省は、日本人学生等の海外留学支援として、国費による海外派遣制度を設けています。平成21年度からは、日本人の学生などを最先端の教育研究活動を行っている海外の大学院に派遣し学位を取得させることにより、我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進する「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」を開始しており、また29年度から海外の学部へ派遣する「海外留学支援制度（学部学位取得型）」を実施しています。

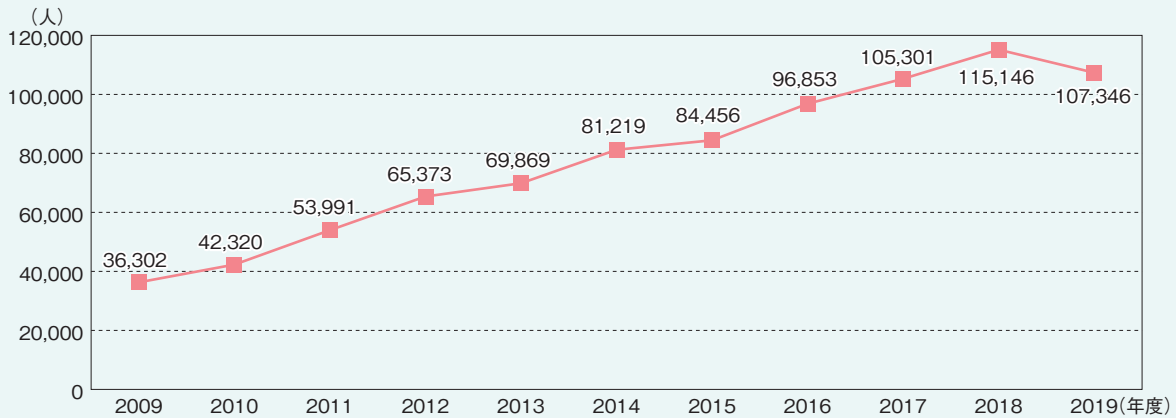
また、大学間交流の活性化や大学の国際化等に資する短期留学を推進するために、日本学生支援機構の奨学金制度として、平成21年度から「海外留学支援制度（協定受入型）」及び「海外留学支援制度（協定派遣型）」を設けています。この奨学金により、大学間交流協定等に基づき諸外国の大学から我が国の大学に受け入れる外国人留学生や諸外国の大学へ派遣される日本人学生を支援しています。

さらに、文部科学省は、外国政府等の奨学金により留学する日本人学生の募集・選考に協力しています。海外留学の大半を占める私費留学については、日本学生支援機構を通じて、留学情報の収集・提供を行っています。また、令和2年度は、オンラインによる「海外留学フェア」を開催するなどし、留学希望者に対し必要な情報を提供しています。

図表 2-10-4 日本人留學生数（上位10か国・地域）（平成30年）

国・地域名	留學生数（前年数）	対前年比
アメリカ合衆国	18,105 (18,753)	△648
中国	14,230 (14,717)	△487
台湾	9,196 (8,413)	783
英国	2,670 (2,846)	△176
オーストラリア	2,429 (2,244)	185
ドイツ	1,916 (1,816)	100
カナダ	1,783 (1,665)	118
韓国	1,558 (1,455)	103
ブラジル	1,273 (1,111)	162
フランス	1,195 (1,649)	△454
その他	4,365 (3,739)	626
合計	58,720 (58,408)	312

図表 2-10-5 大学等が把握している日本人学生の留学状況



(出典) (独) 日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」

③官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」

平成26年度から、官民が協力した新たな仕組みとして、民間の協力を得た海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を開始し、海外留学に係る経済的負担の軽減を図るなど、社会全体で若者の海外留学を促進しています。

「日本代表プログラム」では、26年度の第1期派遣留学生から令和2年度の第12期派遣留学生までに5,630人（うち、地域人材コース582人）を採用しました。

また、27年度からは高校生を対象とした高校生コースと、地域の活性化に貢献し、地域に定着するグローバル人材の育成を目的とした地域人材コースを開始しました。高校生コースでは27年度の第1期派遣留学生303人に引き続き、31年度の第5期派遣留学生として835人を採用しました。また、地域人材コースとして8名の高校生を採用しました。地域人材コースでは、27年度地域事業として11地域、28年度地域事業として4地域、29年度地域事業として5地域、そして30年度地域事業として3地域を採択しました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、採用選考を中止しました。一方で、派遣留学生に対しては一定の条件のもとで、支援を継続しました。

今後の派遣に関しては、令和2年11月に募集要項を公開し、3年夏以降の派遣を想定した採用選考を進めています。

(3) 高校生交流の現状と施策*4

3 教員・青少年などの国際交流

(1) 教員等の国際交流

文部科学省は、毎年、中国・韓国・インド・タイとの教職員交流事業を実施しています。令和2年度は、オンライン交流を活用して計130名の教職員が参加し、教育制度や教育事情、生活、文化等について、幅広い相互理解と友好親善を深めました。

日本とアメリカとの間では、「日米教育交流計画」（フルブライト計画*5）によって日米の研究者・大学院生・ジャーナリスト等の交流が行われています。また、文部科学省は、日米の初等中等教育教員が相互交流、意見交換、共同研究などを行うことにより、日米の教育交流の促進を図ることを目的とする「日米教育交流プログラム」を平成21年度から実施して

*4 参照：第2部第4章第4節 3

*5 昭和26年に発足した日米間の交流計画で、日米両国の政府が経費を分担して運営し、日米教育委員会が実施している。

います。

(2) 青少年の国際交流

グローバル化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが必要です。このため、文部科学省は、次代を担う青少年等の海外派遣及び日本受入れを行う「青少年国際交流推進事業」や文化の異なる複数の海外の青少年と英語による共同生活を体験する「地域における青少年の国際交流推進事業」などを実施しています。

また、国立青少年教育振興機構は、青少年を対象とした独自の国際交流事業を実施しています*⁶。

4 スポーツ・文化を通じた国際交流・協力の推進

(1) スポーツを通じた国際交流・協力の推進

スポーツを通じた国際交流・協力は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、我が国の国際的地位の向上を図る上でも極めて重要です。このため、スポーツ庁では、各国とのスポーツにおける連携を強化するための政策対話を行うとともに、国際競技大会の招致・開催に対する支援、各国とのスポーツ交流、スポーツ産業の海外展開の促進等を行っています*⁷。

(2) 文化を通じた国際交流・協力の推進

文化庁は、伝統文化から現代のメディア芸術まで、我が国の多彩な文化を積極的に海外に発信しています。また、文化芸術や文化財等の各分野における国際文化交流・協力を推進することにより、我が国の文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に努めています。

例えば、文化庁では、芸術家・文化人などを諸外国に派遣する「文化交流使」事業や芸術家、文化人、専門家の派遣・招へい等の各種の人物交流事業を実施しています。また、日本映画の海外映画祭への出品に対する支援等、文化芸術に係る国際的な催しの開催・参加を支援しているほか、日本における国際文化交流の祭典の実施を推進していきます。さらに、人類共通の遺産である世界の文化遺産を保護するため、文化遺産保護国際貢献事業等の国際協力事業を推進しています*⁸。

5 国際機関等の国際的枠組みにおける取組

(1) G20等

G20の枠組みにおいて、議長国サウジアラビア王国の呼びかけにより、令和2年6月には「COVID-19による教育の諸課題への対応」をテーマにG20臨時教育大臣会合が、9月には「幼児教育」「教育の国際化」「コロナ禍で危機的状況下における教育の継続性」をテーマにG20教育大臣会合が、それぞれオンラインで開催されました。9月の教育大臣会合では、各国が学びあい、教育システムを発展させられるよう、好事例や経験の共有などG20諸国が教育分野で連携していくことを確認し、各国の状況や取組についてそれぞれ発表されました。日本からは、感染症対策と子供たちの学びを両立していくことが重要であることから、GIGAスクール構想を含む児童生徒の学びの保障への取組、高等教育段階の学生への緊急の

*⁶ 参照：第2部第3章第4節②(1)②

*⁷ 参照：第2部第8章第10節

*⁸ 参照：第2部第9章第11節③

財政支援、世界ランキング1位を獲得したスーパーコンピュータ「富岳」による換気シミュレーションなどの取組について紹介しました。

(2) 経済協力開発機構 (OECD)

我が国をはじめ38か国が加盟するOECDでは、様々な分野における政策調整・協力、意見交換や調査研究などを行っています。教育分野では、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、教育統計や指標の開発と分析が行われており、我が国は「生徒の学習到達度調査」(PISA)、「国際成人力調査」(PIAAC)、「国際教員指導環境調査」(TALIS)などの事業に参加しています。

また、OECDは、2030年の時代に必要となる主要な資質・能力を策定し、新たな教育モデルの開発を目指す「Education2030」事業を推進しており、文部科学省は、本事業のグローバル・フォーラムへの出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。令和3年3月には、東日本大震災から10年の節目として、福島大学とOECDでの共催によるオンライン・ワークショップが開催され、これまでの活動を振り返るとともに新しい教育の在り方についての活発な議論が行われました。

(3) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

東南アジア10か国から成る共同体である東南アジア諸国連合 (ASEAN) に対して、文部科学省は日ASEAN及びASEAN+3 (日本・中国・韓国) 等の枠組みを通じた協力関係の強化に努めています*⁹。具体的には、域内の人材育成・交流の促進、知見の共有を図るため、ASEAN+3教育大臣会合が隔年で開催されています。

(4) アジア・太平洋経済協力 (APEC)

アジア・太平洋経済協力 (APEC) は、アジア太平洋地域の21か国・地域 (エコノミー) が参加する経済協力の枠組みです。教育分野における取組の一つとして、我が国はタイ及びマレーシアとの共同事業であるデジタル社会における情報教育のカリキュラムに関する調査研究を行い、APEC域内への普及を図っています。

また、APECでは、令和2年度に各参加エコノミーにおける新型コロナウイルス感染症による教育への影響を調査し、課題に対する対処や将来への提言をまとめた報告書(「Education Response to COVID-19 in the Asia-Pacific Region : Challenges and Solutions」)を作成し、同域内における知見の共有を図っています。

(5) 国際連合大学 (国連大学)

国連大学は、我が国に本部を置く唯一の国連機関であり、文部科学省は、国連大学本部施設の提供を行っています。本部施設には「サステナビリティ高等研究所 (IAS)」も並置されています。IASでは、気候変動、生物多様性、貧困削減等の国連における重要課題に係る広範な地球規模課題の解決に向けた研究活動を行うほか、大学院プログラムを開設して学生を受け入れています。また、令和2年度から、国連大学が中核となり、SDGsの理解促進及び戦略策定に関して連携・対話するフォーラムを構築する「SDG大学連携プラットフォーム」事業を開始しました。

*⁹ 参照：第2部第5章第4節②

(6) 世界知的所有権機関 (WIPO)

世界知的所有権機関 (WIPO^{*10}) は、知的財産権の国際的保護の促進などを目的として1970 (昭和45) 年に設立された国連の専門機関です。WIPOは、国際条約の作成・管理を行うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供などを行っています。

日本は、WIPOにおける新条約策定の議論等に積極的に参画しているほか、WIPOに対して毎年信託基金を拠出し、アジア・太平洋地域の各国の著作権法制度の整備や普及・啓発を促進しています。また、WIPOに職員を派遣し、協力・連携して事業を実施しています。令和2年度は、オンラインにて、アジア・太平洋地域の途上国の著作権担当職員等を対象としたセミナー等を実施しました。

6 国際教育協力・国際協働の推進

(1) 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等専門学校制度など、我が国の教育制度に対し、諸外国から関心が寄せられています。

こうした状況を踏まえ文部科学省では、外務省や経済産業省、国際協力機構 (JICA)、日本貿易振興機構 (JETRO)、民間教育産業等との連携・協力の下、日本型教育の海外展開 (EDU-Portニッポン) を推進する事業を平成28年度から実施しています。

令和2年度は、コロナ禍においても各機関の工夫により19件のパイロット事業が推進されるとともに、体育教育等のトピックセミナーや日本型教育の特徴等に関する学術的な調査研究等を実施しました。

今後は、民間機関等による日本型教育の海外展開を引き続き推進するとともに、コロナ禍を踏まえた学校保健やICTを活用した教育等に関する調査研究を実施します。

(2) 東南アジア教育大臣機構 (SEAMEO) との連携強化

文部科学省では、ASEAN諸国及び東ティモールの11か国等から成る東南アジア教育大臣機構 (SEAMEO) に対して、同機構の所属組織が実施する職員研修等に講師として専門家を派遣するなどの連携強化を図っています。

また、東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター (SEAMEO-RIHED) が実施する学生交流プログラム (AIMS: ASEAN International Mobility of Students Programme) を通じて日本の11大学と東南アジアの延べ68大学が協力する7つのプログラムが、平成25年度から平成29年度に実施された文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」によって支援され、現在も各大学において取組が継続されています。

さらに、SEAMEO加盟国内における持続可能な開発のための教育 (ESD) を促進するため、ESDに関する顕著な取組を行っている東南アジアの小・中・高等学校を表彰する「SEAMEO-Japan ESD Award」を実施しています。平成24年度から令和2年度までに、東南アジアの10か国、累計で798校の応募がありました。

(3) 現職教員による日本の教育経験を生かした協力の促進

現職教員の国際協力への参加促進を目的として平成13年度に創設されたJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」は、令和3年度に創設20周年を迎えます。創設以来、1,400名を

*10 参照：第2部第9章第14節6 (2)

超える現職教員が世界各地の開発途上国等で活躍してきました。

実践的な能力や経験を身に付けた日本の現職教員は、国際教育協力の貴重な人材です。また、途上国での活動により、教員の問題対処能力や指導力などの一層の向上や、帰国後、自身の貴重な経験を日本の教育現場に還元することなども期待されます。

(4) 新時代の教育のための国際協働

平成28年5月開催のG7倉敷教育大臣会合で合意された「倉敷宣言」では、G7各国間での教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認されました。これを踏まえ、文部科学省では、平成29年度から「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。

本プログラムでは、初等中等教育段階の教員交流や現場体験に基づく国際比較研究等の実施により、諸外国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における各国間の関係強化を図るとともに、多様化する教育課題に対する教育実践の改善に取り組んでいます。

第2節

科学技術外交の推進

1 科学技術外交の意義

科学技術・イノベーションの領域が激化する国家間の覇権争いの中核となり、また、気候変動など世界全体が直面している様々な問題の現実化、新型コロナウイルス感染症の拡大により激変する国内外の状況など、近年、国際社会の状況が著しく変化しています。こうした中、我が国の研究力については、諸外国と比較して相対的に地位が低下傾向にあるとの指摘もなされており、我が国の国際競争力の維持・強化に資するため、また、国際頭脳循環を通じ我が国が世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられ、国際社会における存在感を発揮するため、戦略的な科学技術外交の展開が求められています。

先進国との科学技術協力においては、我が国の科学技術水準の向上に資する国際共同研究等の推進によって、我が国の持続的な成長・発展を促すことが期待されています。また、新興国及び途上国との協力においては、各国で顕在化している地球規模課題の解決や相手国の人材育成、相手国・我が国の科学技術の発展による緊密な科学技術コミュニティの構築が期待されています。

2 科学技術外交を推進するための重層的な国の取組

(1) 分野や相手国に応じた多様で重層的な科学技術協力

我が国は、現在、世界47か国・機関と科学技術協力協定等を結んでいます。これらの国・機関とは、合同委員会の開催等を通じて互いの協力を深めています。文部科学省では、先進国から途上国までの多層的な国際ネットワークを発展させていくため、相手国・機関の特性や分野の特性に応じて多様で重層的な協力を推進しています。

① 二国間・多国間の科学技術・学術協力

我が国の研究力向上等のために研究開発における国際ネットワークを強化するため、大学等における国際共同研究を強力に支援することが求められています。我が国では、二国間及び多国間の科学技術・学術協力を進めています。

(ア) 二国間の科学技術・学術協力

科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）では、イコールパート

ナーシップ（対等な協力関係）の下で、戦略的に重要なものとして国が設定した協力対象国・地域及び研究分野における国際共同研究を支援する「戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）」を実施しています。令和2年度には、JSTではドイツとオプティクス・フォトンクス分野、アメリカ・英国・フランス・カナダと非医療分野での新型コロナウイルス感染症の対策で、AMEDではドイツと神経科学分野などでの研究協力を新たに開始しました。また、JSTでは平成27年度から、SICORPの「国際共同研究拠点」事業を開始しており、ASEANとの間では、環境・エネルギー、生物資源・生物多様性、防災分野で、インドとの間では、ICT分野で、さらに中国との間では、環境・エネルギー分野で、我が国の「顔の見える」持続的な研究協力を進めています。日本学術振興会（JSPS）では、研究者の自由な発想に基づく共同研究・セミナー及び研究者交流を支援する「二国間交流事業」を実施し、二国間の学術協力を推進しています。

（イ）多国間の科学技術・学術協力

日本学術振興会（JSPS）では、各国学術振興機関と連携して二国間・多国間の研究者による共同研究を支援する「国際共同研究事業」を実施しています。また、世界的水準の国際研究交流拠点や、アジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点を構築するため、我が国と世界各国の研究機関との協力関係に基づく共同研究・セミナー等の活動を支援する「研究拠点形成事業」を実施し、多国間における学術協力を推進しています。さらに、科学技術振興機構（JST）は、EIG CONCERT-Japan^{*11}を平成27年度から開始し、JSTと欧州の複数の機関による共同公募等を通じた国際協力を実施しており、令和2年度には第6回公募で採択された「持続可能な社会のためのスマートな水管理」分野での研究協力を新たに開始しました。

（ウ）国際的な枠組みにおける多国間の科学技術協力

（i）経済開発協力機構（OECD）

OECDでは、閣僚理事会、科学技術政策委員会（CSTP）、情報・コンピュータ及び通信政策委員会（ICCP）、産業・イノベーション・起業委員会（CIIE）、農業委員会（AGR）、環境政策委員会（EPOC）、原子力機関（NEA）、国際エネルギー機関（IEA）等を通じて、加盟国間の意見・経験等及び情報の交換、人材の交流、統計資料等の作成をはじめとした科学技術に関する活動が行われています。

（ii）ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム（HFSP）における協力

HFSPは、昭和62年6月のベネチア・サミットにおいて我が国が提唱した国際的な研究助成プログラムで、生体の持つ複雑な機能の解明のための基礎的な国際協同研究などを推進することを目的としています。日本・アメリカ・EU・韓国等の計15か国・極で運営されており、我が国は本プログラム創設以来、積極的な支援を行っています。本プログラムでは、国際協同研究チームへの研究費助成、若手研究者が国外で研究を行うための旅費・滞在費等の助成及び受賞者会合の開催等が実施されています。平成30年度までに本プログラムの研究費助成を受けた者の中から、本庶佑氏（30年ノーベル生理学・医学賞受賞）を含む28人のノーベル賞受賞者が輩出されるなど、本プログラムは国内外において高く評価されています。

②アジア諸国との協力

近年著しい成長を続けるアジア諸国との協力関係を強化するため、以下に挙げる国際的枠組みを通じて協力を進めています。

^{*11} EIG-CONCERT-Japan：FP7（FP7：Framework Programme7。平成19年から平成25年の7年間で、総額500億ユーロを超える研究・イノベーション投資を実施）終了後、日本及び日本との協力に関心を持つ欧州諸国の研究支援機関が、共同公募等を実施するフレームワーク。EIG：European Interest Groupの略。

(ア) e-ASIA共同研究プログラム

文部科学省では、科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）を通じ、アジア地域の研究開発力を強化するとともに、共通課題の解決を目指して3か国以上の多国間共同研究を行う「e-ASIA共同研究プログラム」を実施しています。同プログラムでは、「材料（ナノテクノロジー）」、「農業（食料）」、「代替エネルギー」、「ヘルスリサーチ（感染症、がん）」、「防災」、「環境（気候変動、海洋科学）」、「イノベーションに向けた先端融合」の7分野を対象にしています。

(イ) 東南アジア諸国連合（ASEAN）との協力

我が国とASEAN科学技術イノベーション委員会（COSTI）の協力枠組みとして、日・ASEAN科学技術協力委員会（AJCCST）が毎年開催されており、我が国では文部科学省を中心として対応しています。平成30年10月の第9回日・ASEAN科学技術協力委員会（AJCCST-9）で合意された「日ASEAN STI for SDGsブリッジングイニシアティブ」の下、日ASEAN共同研究成果の社会実装を強化するための協力を継続しています。

(ウ) アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）及び「センチネルアジア」プロジェクト

文部科学省は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）とともに、アジア・太平洋地域での宇宙活動、利用に関する情報交換並びに多国間協力推進の場として、1993（平成5）年から毎年1回程度、同地域で最大規模の宇宙協力の枠組みであるアジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）を主催しています。2020（令和2）年は、オンラインイベントを開催し、44か国・地域から620名が参加しました。当該イベントでは、2021（令和3）年12月頃にベトナムで開催予定の第27回会合に向けて、非宇宙分野を含む産業界の参画促進の方法や持続可能な宇宙活動及び宇宙技術の社会課題への貢献に向けた取組などについて議論されるとともに、コロナ禍の宇宙開発について、制約が多い中でこそイノベーションが創出されること、リモートでの活動を支える宇宙技術の重要性が高まっていること等について共有されました。また、2005（平成17）年に開催した、第12回APRSAFにおいて、宇宙技術（人工衛星による広域の画像取得）を活用したアジア・太平洋地域の自然災害管理への貢献を目的とし「センチネルアジア」プロジェクト（<https://sentinel-asia.org/>）が立ち上がり、同地域の自然災害による被害の軽減を目指した災害関連情報の共有などを行っています。現在は、宇宙機関だけでなく、防災関係機関と連携した活動とすることで、防災あるいは行政活動に必要な観測情報を防災関係機関へ直接届ける仕組みになっています。最近の具体的な事例としては、2021（令和3）年2月にフィリピンで発生した台風による洪水及び土砂崩れについて、フィリピンからの緊急観測要請を受け、JAXA、インド宇宙機関及び台湾国家実験研究院が地球観測データを提供しました。同年5月現在で、同プロジェクトには28か国・地域の94機関及び17国際組織が加盟しています。

(エ) アジア原子力協力フォーラム（FNCA）

内閣府が主導しているFNCAでは原子力研究開発利用を担当する各国の大臣級代表が集まり、FNCAの協力方策や各国の原子力政策について討議を行っています。それらの討議を踏まえ、文部科学省では、アジア諸国との原子力分野の協力を効果的に推進するため、日本の主導の下、放射線利用・研究炉利用等の分野における研究開発・基盤整備等の協力を実施しています。

③アジア、アフリカ及び中南米等の開発途上国との科学技術協力

我が国は、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」を通じて、アジア、アフリカ及び中南米等の開発途上国との科学技術協力を進めています。これらの国々のニーズを踏まえ、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野における地球規模課題の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進しています。具体的には、文部科学

省・科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）、外務省・国際協力機構（JICA）が連携して、我が国の先進的な科学技術とODAを組み合わせる形で本プログラムを実施しています。平成20年度から令和2年度までに、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野において、52か国にて156件（地域別ではアジア84件、アフリカ41件等）を採択しています。なお、平成27年5月に東京で開催されたグローバル・リサーチ・カウンシル（GRC）において、安倍晋三内閣総理大臣（当時）がアフリカでの「顧みられない熱帯病（NTDs）」に焦点を当てた国際共同研究を新たに開始することを表明したことを踏まえ、AMEDは「アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラム」を創設し、国際共同研究を実施しています。

令和元年8月には、第7回アフリカ開発会議（TICAD7^{*12}）の公式サイドイベントとして実施した「STI for SDGs（持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション）についての日本アフリカ大臣対話」の開催を契機とし、JSTは、日本と南アフリカを核として3か国以上の日・アフリカ多国間共同研究を行うプログラム「AJ-CORE（Africa-Japan Collaborative Research）」を創設し、4課題が採択されています。



温泉水及びガスを分析する様子
SATREPS
「インドネシアにおける地熱発電の大幅促進を目指した
蒸気スポット検出と持続的資源利用の技術開発」
（写真提供：京都大学）



コートジボワールにて国内研究者指導の下、現地の医療従事者が
ブルーリ潰瘍患者の診断・治療をする様子
アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための
国際共同研究プログラム
「西アフリカにおけるブルーリ潰瘍とその他の
皮膚NTDs対策のための統合的介入」
（写真提供：帝京大学）

④大規模な国際協力プロジェクトへの参画

技術の発展、研究の大規模化に伴い、先端分野での大規模な国際プロジェクトが増えており、我が国としても各国と協力し、積極的に取り組んでいます。

（ア）ITER 計画等

ITER計画は、核融合エネルギーの実現に向け、世界7極の国際協力により実施されており、令和7年の運転開始を目指し、フランス・サン＝ポール＝レ＝デュランス市カダラッシュにおいて核融合実験炉ITERの建設作業が本格化しており、2年7月にはITER本体の組立開始を記念する式典が開催されました。また、原型炉に向けた先進的研究開発及びITER計画を補完・支援する幅広いアプローチ（BA）活動^{*13}を日欧協力により我が国で実施しており、2年3月に先進超伝導トカマク装置JT-60SAの組立が完了し、実験運転開始に向けた調整段階に移行するなど、研究開発が進展しました。

（イ）国際宇宙ステーション（ISS）計画

ISS計画は、日本・アメリカ・欧州・カナダ・ロシアの5極（15か国）共同の国際協力プ

^{*12} TICAD7：アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development）。日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）及び世界銀行と共同で開催している首脳級の会議で、1993年に東京で開催して以来、7回目の開催。

^{*13} 参照：第2部第7章第3節 ①（1）

プロジェクトです。我が国は、2008（平成20）年から運用が開始された日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機「こうのとり」の開発・運用等を通じて本計画に参画しています。「こうのとり」は、2009（平成21）年の初号機から2020（令和2）年の9号機までの全てにおいてミッションを成功させており、最大約6トンという世界最大級の補給能力や、一度に複数の大型実験装置の搭載など「こうのとり」のみが備える機能などによりISSの利用・運用を支えてきました*14。

2020（令和2）年度は、それぞれ初めての超小型衛星となるグアテマラ及びパラグアイを含む6か国の超小型衛星を「きぼう」から放出しました。また、アジア・太平洋地域の学生を対象とした「きぼう」船内ロボットを使用するプログラミング競技会を2020（令和2）年度に初めて開催し、7か国・地域から313チーム1168人の学生が参加しました。このような取組を通じて、アジア地域等の人材育成などに貢献しています。

（ウ）国際宇宙探査

我が国は、2019（令和元）年10月に国際宇宙探査計画（アルテミス計画）への参画を決定しました。上記決定を踏まえ、2020（令和2）年7月には、文部科学省と米国航空宇宙局（NASA）との間で、月探査協力に関する共同宣言に署名しました。その後、同年12月には、日本政府とNASAとの間で、ゲートウェイのための協力に関する了解覚書への署名が行われ、我が国がゲートウェイへの機器等を提供することや、NASAが日本人宇宙飛行士のゲートウェイへの搭乗機会を複数回提供することなど、共同宣言において確認された協力内容を実施可能とする法的枠組みが設けられました。また、月面においても、2022（令和4）年度に打上げを予定している小型月着陸実証機（SLIM）や、インド宇宙機関との間で検討を進めている月極域探査計画によって得られる月面の各種データや技術の共有、月面与圧ローバの開発等で、我が国は、アルテミス計画に貢献していきます。このような取組と並行して、2020（令和2）年10月、アルテミス計画を含む広範な民生宇宙探査等の諸原則について、各国の共通認識を示す「アルテミス合意」に我が国を含む8か国が署名を行うなど、国際宇宙探査に向けた機運がますます高まっています。

（エ）国際深海科学掘削計画（IODP）

国際深海科学掘削計画（IODP）は、地球環境変動、地殻内部構造、地殻内生命圏等の解明を目的とした、日米欧主導の多国間国際共同プログラムで、平成15年から25年まで実施された統合国際深海掘削計画（前IODP）を引き継いで、25年10月から実施されています。我が国が提供し、科学掘削船としては世界最高レベルの性能を有する地球深部探査船「ちきゅう」及びアメリカが提供する掘削船を主力掘削船とし、欧州が提供する特定任務掘削船



物資補給を終え地球大気圏再突入に向かう「こうのとり」9号機
（提供：宇宙航空研究開発機構（JAXA））



共同宣言への署名の様子
（右）萩生田大臣、（左）プライデンスティン前NASA長官

*14 参照：第2部第7章第3節 4（2）

を加えた複数の掘削船を用いて世界各地の深海底の掘削を実施しています。

(オ) 大型ハドロン^{*15}衝突型加速器 (LHC) 計画

LHC計画は、欧州合同原子核研究機関 (CERN) において、周長27kmの円形加速器を用いて、ほぼ光速まで加速させた陽子同士の衝突により、宇宙創成時 (ビッグバン直後) の状態を再現し、宇宙創成の謎や物質の究極の内部構造等を探索するプロジェクトです。我が国は、加速器建設に資金拠出を行うなどの貢献をしています。LHCで行われている複数の実験には、我が国からも研究者等が参画しており、これまで「ヒッグス粒子」の発見等の成果が得られました。現在、LHCの高輝度化 (HL-LHC計画) が進められています。

(カ) 国際科学技術センター (ISTC)

ISTCは、旧ソビエト連邦諸国における大量破壊兵器開発に従事していた研究者に対して平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を与えること、同諸国の市場経済への移行を支援することを目的として、平成6年3月に日本・アメリカ・EU・ロシアの4か国 (極) によって設立された国際機関です。^{*16}

平成6年から30年までの合計で、プロジェクトへの支援資金総額は約9億ドル (うち我が国拠出額は約6,600万ドル)、従事した被支援国の研究者数は延べ7万7,000人以上となりました。

(キ) その他

国際リニアコライダー (ILC) 計画については、ヒッグス粒子の性質をより詳細に解明することを目指し、国際プロジェクトとして国際研究者コミュニティで検討されています。

文部科学省において、平成31年3月に「ILCに関する見解」を示しており、研究者コミュニティにおける検討を注視しつつ、対応しています。



地球深部探査船「ちきゅう」



大型ハドロン衝突型加速器 (LHC) の一部

第3節

国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) 事業への参加・協力

国際連合教育科学文化機関 (UNESCO: ユネスコ) は、教育・科学^{*17}・文化の分野における国際協力の促進を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国際連合の専門機関です (令和2年7月現在、193か国が加盟)。ユネスコは日本が戦後最初に加盟した国連機関であり、令和3年は日本のユネスコ加盟70周年に当たります。

^{*15} ハドロン: 物質を構成している最小の単位である粒子の一種、クォークによって構成される複合粒子 (陽子や中性子など) の総称。

^{*16} 平成27年7月のロシア脱退に伴い、ISTC本部はカザフスタンに置かれ、同年12月には、「ISTCを継続する協定」に我が国のほか、アメリカ、EU及び欧州原子力共同体、ノルウェー、韓国、カザフスタン、アルメニア、キルギス、ジョージア、タジキスタンが署名し、同年12月に同協定は発効しました。

^{*17} 科学は自然科学、人文・社会科学を意味し、人文・社会科学にはスポーツも含まれる。

ユネスコは、2030年を達成目標とする持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、教育、科学技術、文化等に関する計9つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、主に教育に関する国際的議論を主導しています。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神は、平和を求める日本にとっての希望であり、我が国は国内外において着実にユネスコ活動を広げてきました。2年度には、新たな時代におけるユネスコの役割等を議論し、「コロナ禍の時代におけるユネスコの役割と期待」として日本ユネスコ国内委員会会長メッセージが取りまとめられ、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の推進やユネスコエコパーク、ユネスコ世界ジオパークをはじめとしたユネスコ事業を通じ、平和で持続可能な社会の構築を目指すユネスコ活動をより一層推進しています。

1 教育における取組

（1）国際的な枠組み

SDGsにおける教育に関する目標（SDG4）については、平成27年11月に、その実現のためのガイドラインとなる「教育2030行動枠組み」が、ユネスコ、加盟国政府、NGO等によるハイレベル会合にて採択されました。これに基づき、SDG4及びSDGsの他の教育に関連した目標を実現するための組織的な支援を提供することを目的として、28年にSDG-教育2030ステアリング・コミッティ（運営委員会）がユネスコを事務局として設置されており、我が国の代表が共同議長を務めています。

SDG-教育2030の実施に向けて特に重要であるのが、我が国の提案により始まった「持続可能な開発のための教育（ESD）」の取組です。ESDは、「持続可能な社会の創り手を育むため、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」と定義されており、SDG4の中で持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものとして記載されていると同時に、その他の全てのSDGs達成への鍵であることが、令和元年12月の国連決議で確認されています。

元年11月の第40回ユネスコ総会及び同年12月の第74回国連総会において、我が国の主導により、2030年までのESDの新たな国際的実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」の決議が採択・承認され、2年から開始されました。この枠組みは、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（平成27年～令和元年）の後継として、引き続きGAPの優先行動5分野^{*18}の下、様々なステークホルダーで構築される1つの包括的ネットワークの構築や、優先行動5分野のパートナーネットワークを越えた横断的活動・協力の強化を奨励しています。また、ESD for 2030の採択を受けて、本枠組みの下で取り組まれるべき具体的な行動を示すロードマップが、2年11月にユネスコにより公表されました。3年5月にはESDに関するユネスコ世界会議がオンラインで開催され、ESD for 2030の開始に当たりユネスコ加盟国全体でESDの更なる推進に向けて議論がなされました。

また、複雑化する社会の中での教育の未来を議論するために、国連事務総長の依頼を受け、アズレー・ユネスコ事務局長のリーダーシップにより「教育の未来」プロジェクトが立ち上げられました。3年11月に開催予定の第41回ユネスコ総会では、「教育の未来」に係る国際レポートが発表される予定です。

*18 ①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティの5分野

(2) 文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会による取組

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、国内外においてESDの普及・深化に向けた様々な施策を実施しています。例えば、「ESD for 2030」に基づく各ステークホルダーの取組を促すため、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（事務局：文部科学省、環境省）において、ESDの取り組むステークホルダーや有識者との意見交換も行いながら、令和3年5月に新たなESD国内実施計画が策定されました。

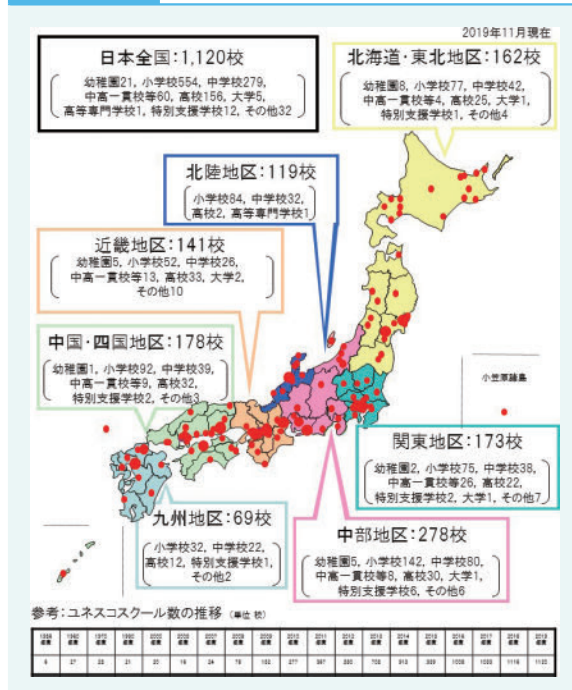
我が国における学校教育の分野では、令和2年度から順次実施されている小学校、中学校、及び高等学校の新学習指導要領において、これからの学校に求められることとして、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。また、ユネスコスクール^{*19}をESDの推進拠点と位置付け、世界的な学校間ネットワークを生かした交流・協働学習、好事例の共有、教員の知見共有などの推進を通じて、教育の質の向上に取り組んでおり、カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程に関する多くの優良事例が生まれています。ユネスコスクールの今後の展開の在り方については、ユネスコ国内委員会教育小委員会で議論されてきましたが、量的拡大ではなく多様性を目指すとの今後の方向性、活動活性化のための国内外とのネットワーク機能強化、審査体制の見直しや質の担保などを内容とした報告が3年2月に取りまとめられました。

また、具体的な活動としては、全国のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交流を行うユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）を年1回開催しています。2年度はオンラインにて第12回大会を開催し、学校教員を中心に全国から800名以上の参加がありました。これらの取組については、日本ユネスコ国内委員会ウェブサイト及びユネスコスクールウェブサイト等に掲載するなど幅広く情報発信を行っています。

令和元年度からは、「SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業」を実施し、国内の教育現場におけるSDGsの実現の担い手を育むためのカリキュラム開発、教員の能力向上、評価手法の開発等に取り組む大学、教育委員会、及びNGO等を支援しています。また、学校や教育委員会等においてESDの一層の浸透とその実践が図られるよう、令和3年5月に「ESD推進の手引」を改訂しました。このほか、文部科学省と環境省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」が形成され、その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

ユネスコを通じた世界的なESD推進の取組として、日本政府の支援によりユネスコが実施する「ユネスコ/日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施される

図表 2-10-6 日本においてユネスコスクールに加盟している学校数及びその分布



*19 ユネスコスクール（UNESCO Associated schools network：ASPnet）とは、ユネスコの理念や目的を学校のあらゆる面に位置づけ、児童生徒の「心の中に平和の砦を築く」ことを目指す世界的な学校間ネットワークである。世界182か国で11,000校以上、日本国内にはその約1割にあたる1,116校（令和元年10月時点）がユネスコ本部の認定を受け、ユネスコスクールネットワークに加盟している。

もので、平成27年から令和元年まで世界中から推薦された案件から毎年3件が選ばれました（令和2年以降は隔年で選出）。3年も秋に3件の選出・表彰が予定されています。

2 科学における取組

科学分野では、政府間海洋学委員会（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）や政府間水文学計画（IHP：Intergovernmental Hydrological Programme）及び人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画、ユネスコ世界ジオパークをはじめとする持続可能な開発のための国際科学プログラム、学術研究支援などのユネスコの諸活動に積極的に参加・協力しています。

IOCの分野では、国際協力により地球規模での海洋学に関する知識、理解増進のための科学的調査の推進を図ることを目的とし、海洋観測・調査、海洋データの収集管理及び交換、津波早期警戒システムの構築、教育訓練、地域協力等を行っています。IOCが提案主体となって国連で採択された「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」が令和3年から開始されています。

IHPの分野では、国際協力により水資源の合理的管理のために科学的基礎を提供することを目的に、世界的観測網によるデータ収集、世界の水収支の解明、人間活動が水資源に与える影響の解明等に関する科学的及び教育的事業を行っています。

MAB計画の分野では、本事業の枠組みに基づいて国際的に認定された地域である「ユネスコエコパーク」*20を推進しています。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取組で、令和3年4月時点で、我が国では計10か所が登録されています。（図表2-10-7、図表2-10-8）



図表 2-10-8 国内のユネスコエコパーク



*20 平成22年1月、日本ユネスコ国内委員会では、生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves）により親しみをもってもらうために、日本国内ではBRをユネスコエコパークと呼ぶことを決定した。

ユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業であり、令和3年4月時点で、我が国では9か所（図表2-10-9）が登録されています。いずれも、自然と人間との関わりの理解を促進する活動の場であり、地域レベルでのSDGs達成を体現する取組としても注目されています。

図表 2-10-9 国内のユネスコ世界ジオパーク



3 文化における取組

文化分野では、ユネスコは、世界遺産や無形文化遺産などの条約に基づいて文化遺産の保護を進めているほか、世界の重要な記録物の保存などを目的とした「世界の記憶」事業を実施しています*²¹。現在、我が国に関連する物件としては、共同推薦の物件も含め7件が登録されています。「世界の記憶」の登録に関しては、ユネスコにおいて制度改善の議論が平成29年から行われていましたが、令和3年4月に、①誰でも申請が可能であった制度から、加盟国政府を通じて申請する制度に変更、②当事国からの異議申し立て制度を新設し、問題があれば当事国間で対話を行い解決するまで登録を進めない、③登録決定者を事務局長から加盟国政府による委員会に変更、などを主な内容とする方針が決まり、今後ユネスコでの新規募集が再開される見込みです。

ユネスコ創造都市ネットワーク事業は、文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化の7分野において、創造性を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指す事業です。我が国における加盟都市は計9都市*²²となっています。

さらに、これらの他にも我が国は、有形及び無形の文化遺産保護事業への参加・協力をしています。

*²¹ 世界遺産及び無形文化遺産については参照：第2部第9章第9節 6

*²² 静岡県浜松市（音楽）、石川県金沢市及び兵庫県丹波篠山市（クラフト&フォークアート）、北海道旭川市、愛知県名古屋市及び兵庫県神戸市（デザイン）、北海道札幌市（メディアアート）、山形県鶴岡市（食文化）、山形県山形市（映画）、北海道旭川市（デザイン）